

論題「中小企業金融について」
信用保証制度の問題と今後の有効活用法について
～中小企業金融安定化特別保証制度の実証研究～

東京経済大学 経営学部 3年
山田 佳美

信用保証制度の問題と今後の有効活用法について
～中小企業金融安定化特別保証制度の実証研究～

目次

1. はじめに
2. 金融危機と信用保証制度
3. 従来 of 信用保証制度に対する評価
 - 3-1. 信用保証制度に対する評価
 - 3-2. 先行研究
4. 実証研究
 - 4-1. 仮設と実証方法
 - 4-2. 実証結果
5. 信用保証制度の可能性
 - 5-1. 地方銀行と信用金庫の違いと定説・政策の矛盾
 - 5-2. 信用保証制度の新たな活用法の提案 ～ABL との併用～
6. おわりに

1. はじめに

今現在、日本の中小企業金融は危機的状況に陥っている。世界的な金融危機によって、2008年10月の倒産件数は1,429件となり、5年ぶりの高水準となったことを東京商工リサーチは伝えている。また、2008年9月末の対国内銀行貸出残高も179兆円となり、前年度と比べて3.2%も減少した。このような著しい景気悪化のために、銀行は中小企業向融資に慎重になっている。例えば、みずほファイナンシャルグループの9月中間決算では、傘下の3銀行合算で9月末貸出残高が6.2%減少したが、同時に大企業・個人向貸出は1.6%増加した。これは、銀行が比較的风险が高い中小企業向融資からリスクの低い大企業向融資へ移行したためであると考えられる。このように、中小企業向融資は減少傾向にある。そのため、政府は中小企業向融資を増加させる策として、2008年に「緊急信用保証制度」を開始した。これは、2007年10月より始まった責任共有による信用保証協会の80%保証から、100%保証の融資による信用保証枠を緊急で拡充するといったものである。また、対応業種も618業種へと拡大している。全国で6兆円規模の融資を見込んでおり、新たに2次補正案で、保証貸付合計の総枠を30兆円に拡充することを予定している。このようにして政府は、中小企業向融資が減少する中、信用保証制度を活用することで、中小企業向融資を増加させようとする狙いである。

しかし、2005年に金融庁が発表した「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（以後、RB報告書）」の具体的取り組み内容の中に、担保・保証に過度に依存しない融資の推進がある。これは、「経営内容や事業の成長性などリレーションシップから得られる定量化が困難な情報を活用した融資が十分に行われていないため」である。特に信用保証制度においては、銀行の情報生産のインセンティブを低下させ、銀行のモラルハザードを誘発する可能性や、退出すべき企業の延命と企業の自助努力の阻害が起こるといった問題が定説としていわれている。

本稿では、信用保証制度に着目し、信用保証制度が歴史的な金融危機

においてどのような役割を果たしてきたのかを考察していく。先に述べたように、現在の金融危機において中小企業向融資を増加させるために信用保証制度が活用されようとしている。しかし、信用保証制度には従来から銀行の情報生産のインセンティブを低下させ、銀行のモラルハザードを誘発する可能性や、退出すべき企業の延命と企業の自助努力の阻害が起こるといった問題がある場合、信用保証制度が中小企業金融において有効に活用されるのか疑問に思われるからである。具体的には、2000年と2002年のデータを用いて、地方銀行や信用金庫といった銀行がどのような要因で信用保証制度を使用していたのかを金融機関の業態ごとに実際のデータを用いて検証する¹。また、信用保証制度の利用要因に違いがある場合はどのような要因によるものなのかを分析していく。これらにより、信用保証制度の有効性を考察する。

本稿の結末をあらかじめ述べておくと以下の通りである。第1に、従来の信用保証制度は98年代後半の日本における金融危機において、中小企業向融資の増加に活用され、その効果を実際のデータを用いて検証した結果、その利用要因には銀行の業態別に違いがある可能性が示唆された。第2に、信用保証制度の利用要因の違いには顧客企業のリスクの差があり、銀行の全業態において共通の現行の信用保証制度は、制度として十分に機能していないと推測される。第3に、今後の信用保証制度は新たに導入された部分保証(80%)と担保(ABL)との併用によって銀行の業態に関わらず有効に働くことが期待される。

本稿の構成は以下の通りである。次節では信用保証制度の歴史的金融危機における役割を確認し、3節では従来からの信用保証制度の問題点と評価をまとめる。4節では信用保証制度の地方銀行と信用金庫という業態別銀行に対する影響について実証研究を行い、5節で信用保証制度の今後の方向性を論じ、6節でこれまでの考察をまとめて、結びとする。

2. 金融危機と信用保証制度

歴史的にみて、特に金融危機が起こるたびに中小企業支援策の代表格

として、信用保証制度が利用されてきた。信用保証制度とは、銀行と企業の間接金融において、第三者である信用保証協会が融資額を保証することで中小企業金融のリスクを補完する制度である。企業が銀行から融資を受けるとき、信用保証協会に企業または銀行が保証申込をし、企業の債務不履行時には信用保証協会が銀行へ保証額を返済するというシステムになっている。利用できるのは中小企業金融のみであるため、資金繰りが厳しくなった中小企業が、銀行からの融資を円滑に行うために多く用いている。

バブル崩壊後、銀行は不良債権問題を背景に中小企業に対する融資を減少させ、中小企業の新規融資を中止し、また既存の取引先に対しての融資からの引き上げを行った。いわゆる、「貸し渋り」や「貸し剥がし」の発生である。このことから、中小企業の資金繰りは極度に悪化し、将来性はあるが銀行からの融資が受けられないために倒産するという「貸し渋り倒産」が急増した。そのため、政府は1998年10月に「中小企業金融安定化特別保証制度」の取り扱いを開始した。2001年3月まで、信用保証協会の100%保証の保証規模を20兆円へと拡大するといったものである(99年に10兆円を追加)。これにより、信用保証承諾額が上昇し、金融機関の貸出態度も改善していったことが図1と図2から読みとれる²。

今現在、世界的な金融危機を背景に中小企業の資金繰りが悪化している。中小企業の倒産率が上昇したため、中小企業向融資から大企業向融資を増加させていったことが原因の1つにある。そのため、企業が黒字であっても倒産するという「黒字(貸し渋り)倒産」が急増した。それを受け、政府は2008年10月に「緊急保証制度」を開始した。100%保証の融資による6兆円規模の信用保証枠を拡大(2次補正案で24兆円追加予定)する。信用保証制度の効果はまだ明らかではないが、2008年12月現在、信用保証制度の申込は殺到している。このように、景気悪化や銀行による貸出の低下が起こると、政府は信用保証制度を用いて中小企業金融の活性化を行ってきたのである。

3. 従来の信用保証制度に対する評価

3-1. 信用保証制度に対する評価

前節では、信用保証制度がどのように利用されてきたのかを、歴史的な金融危機に沿ってみてきた。それらには、①金融危機によって銀行が企業への融資額を減少させたため、②中小企業支援策として100%保証の信用保証制度を大幅に拡充するという共通点があった。しかし、信用保証制度を活用した中小企業支援策が行われるたびに信用保証制度の問題点が指摘され、多くの研究が行われてきた。そこでこの節では、信用保証制度の問題点を整理したのち、今まで行われてきた先行研究を比較することで、信用保証制度にどのような問題があるのかを明らかにしたい。

信用保証制度の問題点は大きく2つに分けることができる。1つ目は、信用保証制度を利用することによって、銀行の情報生産のインセンティブを低下させ、銀行のモラルハザードを誘発する可能性があるということである。海外では融資を部分的に保証しているが、日本では銀行の融資額を信用保証協会が100%保証³している。またその保証承諾確率は保証申込の9割前後である。そのため銀行は、たとえ企業が債務不履行になったとしても融資額の全額が戻ってくるため、銀行が企業の情報生産を多額のコストをかけて行う必要がなくなってくる。したがって、銀行は信用リスクを負う必要がなくなるため、融資後の情報生産を怠るといったモラルハザードを起こす可能性があるという問題である。2つ目は、信用保証制度を利用することで銀行が退出すべき企業の延命をし、また企業の自助努力を阻害する可能性があるということである。信用保証協会が、銀行が企業への融資を行うときの全リスクを負ってくれるため、そのリスクが無くなった分を銀行は他の企業に融資することが可能になる。そのため、銀行が退出すべき企業の延命を行う可能性がある。また企業にとって、危機時の緊急避難的な制度である信用保証制度の存在は、企業の自助努力を阻害する可能性があるという問題である。

実際に近年では信用保証額と代位弁済額が肥大化している。図3から、信用保証協会の代位弁済額が増加しており、収支額もマイナスに増加し

ていることがわかる⁴。このことから、赤松[2007]では、「2003年時点で代位弁済額が10,217億円で増加傾向にあり、信用保証協会の4,030億円の赤字額が公庫資金という国民の税金で穴埋めされている可能性があるため、信用保証制度の抜本的な改革が必要である」と論じている。

3-2. 先行研究

信用保証制度に関しては、多くの先行研究があるが、ここでは信用保証制度が有効であるか否かを分け、4つの先行研究を挙げることにする。

家森[2004]では、1999年のデータを用いて実証分析を行っている。その結果、信用保証制度を悪用ないし誤用しているため、悪い銀行ほど信用保証制度を利用しているという仮説は支持されず、また信用保証事業に関しては、預金保険によるモラルハザードを助長するようなことはなかったとある。小野[2007]では、信用保証利用企業のモニタリング頻度は非利用企業よりも多く、利用企業の方がリスクの高い借り手が多いという背景はあるものの、全保証であるにも関わらず、メインバンクは利用企業に対して、より密度の濃いモニタリングをおこなってきたと論じている。つまり、信用保証制度が銀行のモニタリングのインセンティブを低下させ、悪用や誤用をするということにはなかったという研究結果であった。

一方、竹澤・松浦・堀[2004]では、都道府県別データを用いて分析した結果、1998年に行われた特別信用保証制度の機能が十分に発揮されていなかった可能性を示唆している。そこでは、1998年の特別信用保証制度は、足元の倒産を減少させ、ショックを和らげる効果を有したものの、次期以降の倒産・代位弁済を増加させる結果に繋がっていたと論じている。吉野[2004]では、日本の信用保証制度が100%保証であるために、金融機関が悪用し、退出すべき企業の長期的延命を行った可能性がある。そのため、100%保証の信用保証制度は金融機関のモラルハザードを助長したと論じている。つまり、信用保証制度が企業の倒産率と信用保証協会の代位弁済率を上昇させ、銀行が信用保証制度を悪用していた可能性があるという研究結果であった。このように、信用保証制度

に関する研究は多々あり、制度に対する賛否が分かれている。

4. 実証研究

前節では、信用保証制度の問題点を整理したのち、今まで行われてきた先行研究を比較することで、信用保証制度にどのような問題があるのかを明らかにした。信用保証制度には、①銀行の情報生産のインセンティブを低下させ、銀行のモラルハザードを誘発する可能性があり、②また退出すべき企業の延命と自助努力の阻害が起こるという問題があり、その問題の是非が先行研究で行われてきた。よってこの節では、実際のデータを用いて、金融機関における信用保証制度の利用要因を検証する。

4-1. 仮説と実証方法

本節では、業態別銀行において、①中小企業向貸出を利用する銀行の決定要因。または、②業態別銀行における信用保証制度の利用の決定要因を実証分析する。信用保証制度に先に述べたような問題点がある場合、信用保証制度を利用する金融機関になんらかの影響がでるはずである。また、2節からわかるように、1998年と2008年の金融危機の影響に対する政府の対応策に共通点があることから、1998年からの特別信用保証制度のデータを用いて分析することで、2008年の緊急保証制度が今後どのような影響を及ぼすのかを予想できる可能性がある。

先行研究として、家森[2004]の分析手法を参考にしているが、そこでは需要側のコントロール変数であるGDPと、中小企業向融資を主に行っている信用金庫に関する分析がなされていないため、新たにGDPと信用金庫の分析を入れて検証していく。以下の4つの式を用いて、中小企業向貸出の決定要因と信用保証利用の決定要因を推計していく。

$$\begin{aligned} SL/AT &= \alpha + \beta_1 CG/AT + \varepsilon \\ SL/AT &= \alpha + \beta_1 CG/AT + \beta_2 ROA + \beta_3 CAP + \varepsilon \end{aligned} \quad (1)$$

(1)式の被説明変数は、中小企業向貸出（中小企業向貸出残高/資産規

模;SL/AT) である。説明変数は、信用保証利用額 (信用保証残高/資産規模;CG/AT) と、銀行の収益率 (ROA) と、自己資本比率 (広義の自己資本/総資産残高;CAP) である。ε は誤差項である。

$$\begin{aligned} GUR &= \alpha + \beta_1 AST + \beta_2 CAP + \beta_3 GDP + \beta_4 PAY + \varepsilon \\ GUR &= \alpha + \beta_1 AST + \beta_2 ROA + \beta_3 GDP + \beta_4 PAY + \varepsilon \end{aligned} \quad (2)$$

(2)式の被説明変数は信用保証利用率 (保証債務残高/貸出金残高;GUR) である。説明変数は、資産規模 (総資産残高の自然対数値;AST) と、自己資本比率 (広義の自己資本/総資産残高;CAP) と、銀行の収益率 (ROA) と、地域の生産率 (都道府県別 GDP) と、代位弁済率 (代位弁済/保証債務残高;PAY) である。ε は誤差項である。

本稿の分析の仮説として、(1)式では、信用保証制度は中小企業向貸出を増加させることが目的にあるため、CG/AT の符号は正であることが期待される。(2)式では、信用保証利用の変数である代位弁済率の上昇は信用保証協会の財務悪化につながるため、PAY の符号は負であることが期待される。しかし、経営不振企業に積極的に新規保証契約が締結される場合は、符号が正にもなりうる。したがってこの係数の予想を指標として、信用保証制度の有効性を検証していく。

本稿の分析対象となるサンプルは、1998年に開始した特別信用保証制度の影響を反映した2000年と2002年(1999年度と2001年度)のものである。特別信用保証制度が開始した1998年と1999年のデータでは信用保証制度の効果(代位弁済率や不良債権比率)が表れにくいいため、2000年と、特別信用保証制度が終了した2002年のデータを用いている。データは『日経金融年報』と『信用保証月報』より入手し、地方銀行64社と信用金庫85社に限定した。2000年においては、信用金庫で本年度に4銀が合併した東京シティを除外し、地域銀行においては、広島銀行と鳥取銀行の一部データが不足しているため除外した。最終的に信用金庫84社と地方銀行62社となった。2002年においても同データを使用しているが除外した金融機関はなしとし、信用金庫85社と地方銀行64

社とした。

4-2. 実証結果

表 1・2 では、信用金庫と地方銀行の記述統計量を示している。表 1 によると、2002 年の CAP 以外を除き、全体的に信用金庫と地方銀行では均一の分散であることは棄却された。SL/AT と CG/AT をみると、信用金庫は 61%と 14%であり、地方銀行は 38%と 7%であった。このことから、信用金庫の方が中小企業向貸出を多く行っており、信用保証も多く利用していることがわかる。また、地方銀行と比べて信用金庫の方が資産規模は小さく、信用保証を利用しているほど資産規模が小さいこともわかる。

表 3・4 では、2000・2002 年の地方銀行の CG/AT の係数は統計的に正で有意であり、政策の意図通りに利用していることがわかる。しかし、2000 年の信用金庫では、符号は負で有意となっている。これは、中小企業向貸出のうちで、信用保証利用貸出（以後、保証付き貸出）が増加していると同時に、信用保証を利用していない非信用保証利用貸出（以後、保証無し貸出）が減少しているということを示唆している。すなわち信用金庫では、保証無し貸出から保証付き貸出へと借換えが行われている可能性がある。2002 年では正で有意であるが、2000 年からの上げ幅が大きく、加えて、係数が 2.13 であるということは、保証付き貸出の増加分だけ保証無し貸出が増加していると予想されるため、2002 年の信用金庫ではいわゆる「追い貸し」が行われた可能性がある。

表 5・6 でも、CG/AT に注目すると、表 2・3 と同様な結果が見られた。また、信用金庫は一貫して、CAP が負で有意であるために、健全でない銀行ほど中小企業向貸出を増やしている可能性があった。地方銀行では 2000 年に負で有意であったが、2002 年では正で有意であった。地方銀行の符号の変化の原因として、地方銀行の健全性の改善が考えられるが、これ以上実証することは困難であり今後の課題としたい。

表 7 から表 10 で注目すべきは、PAY の値である。表 7 から表 10 において、PAY の値は、表 8 の信用金庫が正で有意となっている以外は、基

本的に両方とも有意ではないが、符号には一貫性があり、信用金庫が正であるのに対し⁵、地方銀行が負の符号となっている。これらを総合して考えると、信用金庫では、経営不振企業に積極的に新規保証契約が締結されていた可能性が示唆される。また、地方銀行では GUR に対して GDP の値が大きく影響しているため、信用金庫よりも地方銀行の方が地域の景気動向に敏感であると考えられる。そのため、地方銀行では、地域の景気動向に敏感ではあるが、経営不振企業に対して信用保証制度を積極的に利用した契約を行っていた可能性は低いと思われる。信用金庫と地方銀行で共通しているのは AST である。表 7 から表 10 まで、AST は統計的な有意水準には差があるが基本的に負で優位であり、資産規模が小さい銀行ほど信用保証制度を利用している可能性が示唆された。

以上から、1998 年から開始した特別信用保証制度の有効性としては、地方銀行では信用保証制度が悪用ないし誤用されていた可能性は低く、逆に信用金庫では信用保証制度が悪用ないし誤用していた可能性があると考えられる。また 3 節で見たように、信用保証制度に対する賛否は多々あるが、今回の実証研究の結果からすると、信用保証制度が一貫して有効であるか否かを決定することは難しいと思われる。

5. 信用保証制度の方向性

前節では、実際のデータを用いて信用金庫と地方銀行の信用保証制度の利用要因を分析した。その結果、信用金庫と地方銀行では、信用保証制度の利用要因は異なっていると判明した。そのため、従来からの一貫した信用保証制度の賛否は整合的ではない可能性があると思われる。本節では、信用保証制度の利用要因が異なる信用金庫と地方銀行の違いを明らかにし、現在の信用保証制度が今後どのような影響を及ぼすのかを論じ、今後の信用保証制度の方向性について考察する。

5-1. 地方銀行と信用金庫の違いと定説・政策の矛盾

先に述べたように、信用金庫と地方銀行では信用保証制度の利用要因は異なっていた。では、その信用金庫と地方銀行の違いは何であるのか。

地方銀行と信用金庫において、信用保証制度の利用要因に影響すると思われる違いがある。それは顧客企業のリスクの差である。図4は、信用金庫と地方銀行における顧客企業のリスクの差を、短期借入金利の差で表したものである。金利の大きさは、顧客企業のリスクの大きさを表している。それを見ると、①相対的に信用金庫の金利の方が高いことから顧客企業がハイリスクであると考えることができる。図5は、中小企業のリスク把握の際の問題点を銀行業態別に示したものである。そこから、②信用金庫の方が信用リスク把握の問題点が多いことがわかった。これらのことから、地方銀行と比べて信用金庫の取引相手の中でハイリスクな顧客企業が多く、情報生産が難しいことが想像される。

以上を踏まえ、今回の実証結果と、①政府の政策・②信用保証制度の定説には矛盾があると思われる。1つ目に、政府の政策との矛盾点である。金融庁が2005年に発表したRB報告書によれば、地域に密着した地方銀行や信用金庫の方が、企業のソフト情報を蓄積しやすいため、銀行と企業のリレーションシップ構築による有効な融資関係を築きやすいと述べている。しかし、今回の分析によると信用金庫と地方銀行で一貫して規模の小さな銀行ほど信用保証制度を利用しており、また中小企業を主な取引相手としている信用金庫の方が地域企業との関係性が薄く、信用保証制度を多く利用し、悪用ないしは誤用している可能性があった。

2つ目に、信用保証制度の定説との矛盾である。3節で論じたように、信用保証制度の定説には2つの問題点があると言われている。しかし、それらの定説の中身は、銀行の業態別に異なる可能性がある。確かに、ハイリスクな顧客企業が多い信用金庫では、信用保証制度を利用した「借換え」や「追い貸し」が行われた可能性があり、代位弁済率が高い銀行ほど信用保証制度を利用していた。しかし、地方銀行ではそのような結果は見られず、金融危機時であっても信用保証制度を有効に利用している可能性が高かったと思われる。

以上のように、①政府の提案するRB報告書にあった地域密着型の銀行（信用金庫や地方銀行）におけるソフト情報蓄積の有利性は、必ずし

も地域密着型の銀行にあるとは限らず、②従来から言われている信用保証制度による問題は、銀行の業態別に違いがある可能性があると考えられる。そのため、従来の信用保証制度や今回（2008年に）行われた「緊急保証制度」のように、銀行の全業態において共通した現在の制度による信用保証制度の利用は、今後、信用保証協会の赤字額と代位弁済額をさらに肥大化させると予想される。そのため、信用保証制度の利用方法についての見直しを検討すべきであると考ええる。

5-2. 信用保証制度の新たな活用法の提案 ～ABLとの併用～

その信用保証制度の利用方法についての見直しとしては、担保によるABLと制度改正後の信用保証制度の併用⁶と信用保証協会の情報共有を提案する⁷。ABLは流動資産を担保とした貸出手法である。山田・生重[2008]では「担保とモニタリングの関係は代替的ではなく、むしろ補完的である。特にABLはモニタリングの濃淡によって担保価値が決まり、取引先の流動資産を個々に管理しなければならないため、情報の非対称性を起因とした問題が発生する可能性は低い」と論じている。2007年に信用保証制度は、信用保証協会と銀行との責任共有のため部分保証に制度改正された。銀行が負う融資額の20%分にABLを利用することで、銀行側は情報生産のインセンティブの低下や、モラルハザードの発生を抑えることができると思われる。確かに、ABLは頻繁な情報生産が求められるため、高い利用額と高コストが必要であるという問題が挙げられていた。しかし、①銀行が負担する20%の保証部分のみをABLで行えること、②信用保証協会が多様な中小企業のリスクを定量的に把握するために必要な基礎的データを蓄積している⁸ことから、低い利用額を低コストで行うことができると考える。そのため、信用保証制度をABLと併用し、信用保証協会の蓄積した情報を銀行と共有することによって、信用保証制度とABLの有効性を活用した融資手法になるとと思われる。

6. おわりに

従来から、信用保証制度は金融危機がおこった時、中小企業向貸出を増加させるために活用されてきた。しかし、信用保証制度には、従来から①銀行の情報生産のインセンティブを低下させ、銀行のモラルハザードを誘発する可能性や、②退出すべき企業の延命と企業の自助努力の阻害が起こるという定説があり、それを争点にいくつかの先行研究があった。実際に実証研究をした結果、信用金庫と地方銀行では、信用保証制度を融資時に利用する要因が異なっていた。このような銀行の業態別の違いは、顧客企業のリスクの差であると思われる。また、①政府の提案する RB 報告書にあった、地域密着型の銀行（信用金庫や地方銀行）におけるソフト情報蓄積の有利性は、必ずしも地域密着型の銀行にあるとは限らず、②従来から言われている信用保証制度における 2つの問題は、銀行の業態別に違いがある可能性がある。現在行われている銀行の全業態において共通した現制度による信用保証制度の利用は、今後、信用保証協会の赤字額と代位弁済額をさらに肥大化させると予想するため、信用保証制度の改善が必要となると考える。以上をふまえ、その信用保証制度の改善策として、信用保証制度と担保（特に ABL）の部分的併用と信用保証協会の情報共有を提言する。ABL の利点と部分的な信用保証を行い、それを信用保証協会が蓄積した情報を利用して行えることによって、信用保証 ABL は、信用保証制度と ABL の有効性を活用した融資手法になると思われる。

図 1 銀行の貸出態度 DI (季節別)

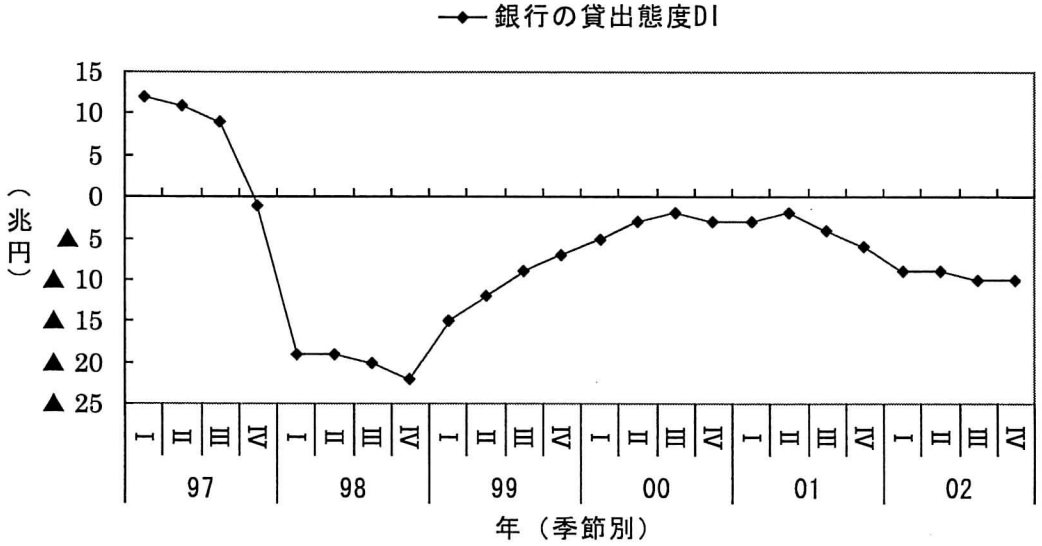
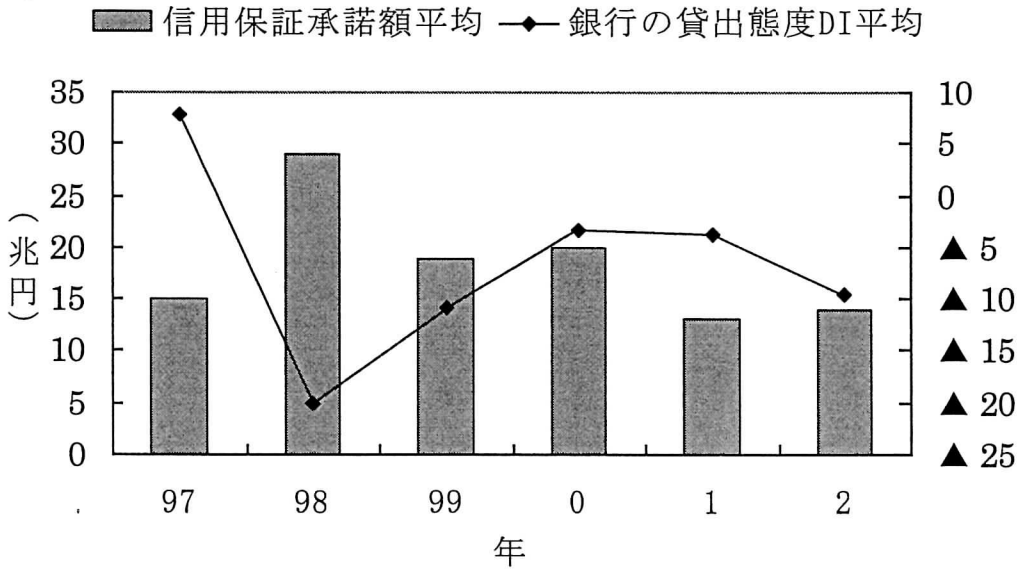
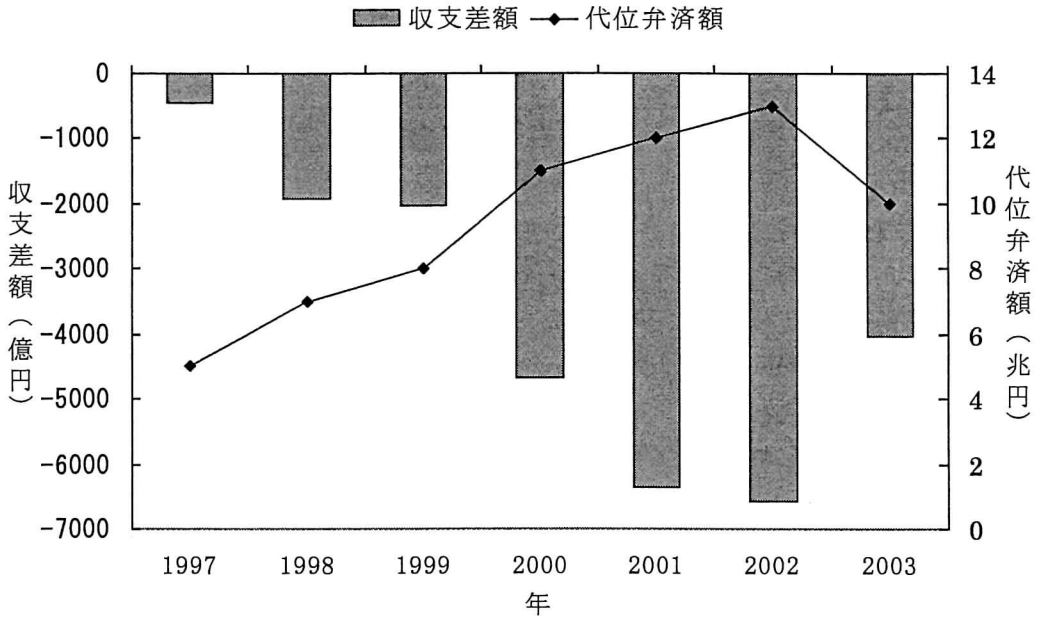


図 2 信用保証承諾額平均と銀行の貸出態度 DI の平均



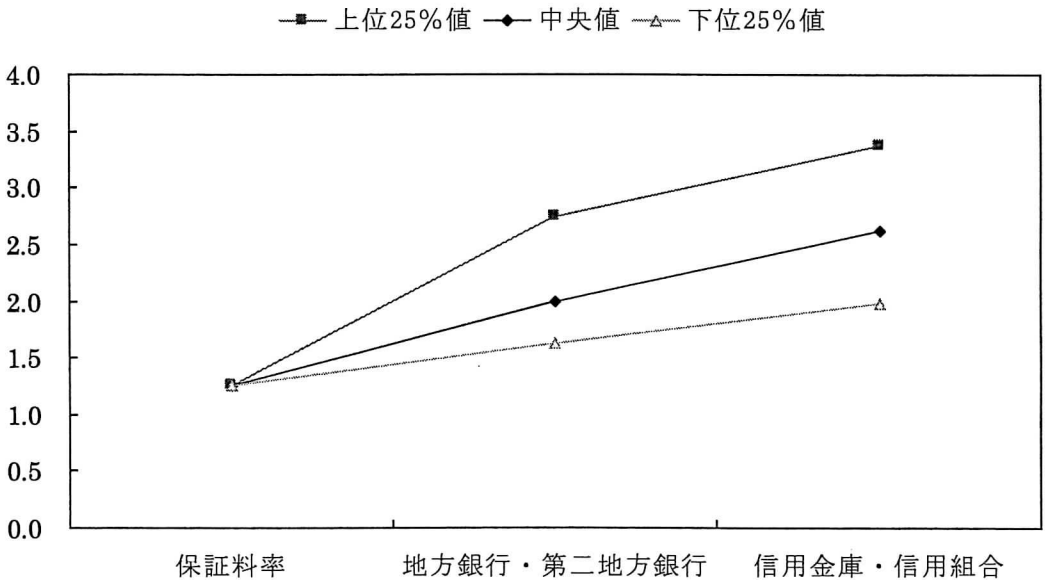
出所：『中小企業白書 2003』と『信用補完制度の現状と課題 2004』より
筆者作成

図3 信用保証協会の代位弁済額と収支差額



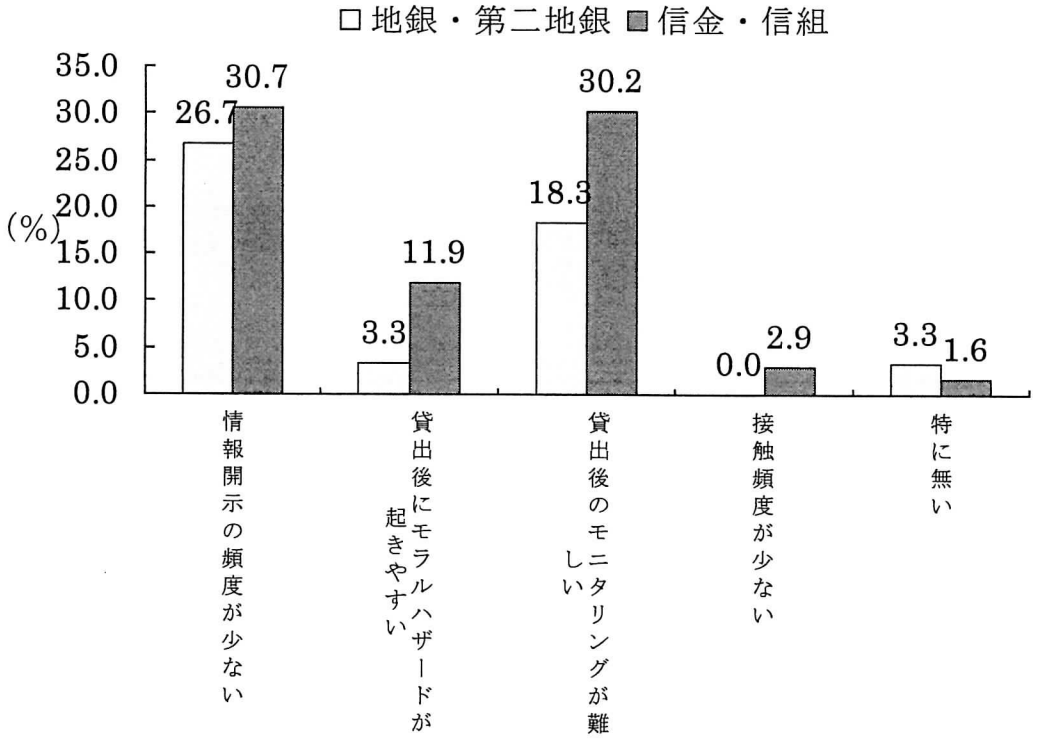
出所：『信用補完制度の現状と課題 2004』より筆者作成

図4 金融機関別貸出金利の差



出所：『中小企業白書 2003』より筆者作成

図5 金融機関の業態別にみた中小企業のリスク把握の問題点



出所：『中小企業白書 2003』より筆者作成

表 1 2000 年の信用金庫と地方銀行の記述統計量

2000	信用金庫	地方銀行	検定統計量	全体
SL/AT (%)	61.24	38.68	-23.29 ***	49.96
CG/AT (%)	14.62	7.21	-4.8 ***	10.92
GUR (%)	23.84	18.87	-1.81	21.36
PAY (%)	1.83	1.43	-2.73 ***	1.63
AST (対数値)	13.34	14.75	12.82 ***	14.05
BL (%)	6.92	4.69	-3.9 ***	5.81
ROA (%)	0.25	-0.28	-7.4 ***	-0.02
CAP (%)	9.15	5.17	-10.48 ***	7.16
観測数	84	62		146

検定統計量は平均値の差 t 検定

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

表 2 2002 年の信用金庫と地方銀行の記述統計量

2002	信用金庫	地方銀行	検定統計量	全体
SL/AT (%)	60.29	35.47	-13.84 ***	47.88
CG/AT (%)	10.04	6.5	-6.36 ***	8.27
GUR (%)	16.64	18.64	2.03 **	17.64
PAY (%)	3.74	2.72	-4.72 ***	3.23
AST (対数値)	13.37	14.77	12.69 ***	14.07
BL (%)	10.76	7.05	-5.64 ***	8.91
ROA (%)	0.12	-0.09	-2.36 **	0.02
CAP (%)	9.95	5.51	-1.57	7.73
観測数	85	64		149

検定統計量は平均値の差 t 検定

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

表3 2000年の信用金庫と地方銀行の中小企業向貸出利用の決定要因1
 $SL/AT = \alpha + \beta_1 CG/AT + \varepsilon$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
CG/AT	-0.076 (-1.766) *	0.844 (2.445) **
Adj-R ²	0.025	0.075

括弧の中の数値は t 値

- *** 1%水準で有意
- ** 5%水準で有意
- * 10%水準で有意

表4 2002年の信用金庫と地方銀行の中小企業向貸出利用の決定要因1
 $SL/AT = \alpha + \beta_1 CG/AT + \varepsilon$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
CG/AT	2.126 (8.092) ***	1.188 (3.055) ***
Adj-R ²	0.434	0.117

括弧の中の数値は t 値

- *** 1%水準で有意
- ** 5%水準で有意
- * 10%水準で有意

表 5 2000 年の信用金庫と地方銀行の中小企業向貸出利用の決定要因 2

$$SL/AT = \alpha + \beta_1 CG/AT + \beta_2 ROA + \beta_3 CAP + \varepsilon$$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
CG/AT	-0.053 (-1.215)	0.733 (2.143) **
ROA	2.587 (0.613)	1.059 (0.595)
CAP	-0.568 (-2.812) ***	-0.875 (-1.903) *
Adj-R ²	0.091	0.115

括弧の中の数値は t 値

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

* 10%水準で有意

表 6 2002 年の信用金庫と地方銀行の中小企業向貸出利用の決定要因 2

2002 年度

$$SL/AT = \alpha + \beta_1 CG/AT + \beta_2 ROA + \beta_3 CAP + \varepsilon$$

変数	Model1		Model2	
	信用金庫		地方銀行	
CG/AT	2.101 (8.142) ***		1.421 (3.596) ***	
ROA	1.453 (0.246)		-0.93 (-0.766)	
CAP	-0.847 (-2.193) **		2.019 (2.242) **	
Adj-R ²	0.456		0.158	

括弧の中の数値は t 値

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

* 10%水準で有意

表 7 2000 年の信用保証利用の決定要因 1

$$GUR = \alpha + \beta_1 AST + \beta_2 CAP + \beta_3 GDP + \beta_4 PAY + \varepsilon$$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
AST	-0.165 (-4.035) ***	-0.021 (-1.926) *
CAP	1.103 (1.34)	-0.199 (-0.334)
GDP	0.543 (0.236)	0.923 (1.797) *
PAY	4.078 (1.459)	-0.279 (-0.324)
Adj-R ²	0.202	0.075

括弧の中の数値は t 値

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

* 10%水準で有意

表 8 2000 年の信用保証利用の決定要因 2

$$GUR = \alpha + \beta_1 AST + \beta_2 ROA + \beta_3 GDP + \beta_4 PAY + \varepsilon$$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
AST	-0.170 (-4.325) ***	-0.023 (-2.286) **
ROA	31.586 (1.899) *	-0.207 (-0.151)
GDP	0.832 (0.365)	0.933 (1.819) *
PAY	5.044 (1.799) *	-0.247 (-0.267)
Adj-R ²	0.220	0.074

括弧の中の数値は t 値

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

* 10%水準で有意

表 9 2002 年の信用保証利用の決定要因 1

$$GUR = \alpha + \beta_1 AST + \beta_2 CAP + \beta_3 GDP + \beta_4 PAY + \varepsilon$$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
AST	-0.016 (-1.443)	-0.016 (-1.633)
CAP	0.428 (1.684) *	-1.19 (-1.65)
GDP	0.446 (1.226)	-1.481 (-3.763) ***
PAY	0.178 (0.331)	-0.373 (-0.717)
Adj-R ²	0.036	0.284

括弧の中の数値は t 値

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

* 10%水準で有意

表 10 2002 年の信用保証利用の決定要因 2

$$GUR = \alpha + \beta_1 AST + \beta_2 ROA + \beta_3 GDP + \beta_4 PAY + \varepsilon$$

変数	Model1	Model2
	信用金庫	地方銀行
AST	-0.021 (-1.855) *	-0.021 (-2.427) **
ROA	-0.303 (-0.089)	-0.844 (-0.889)
GDP	0.214 (0.626)	-1.598 (-4.022) ***
PAY	-0.276 (-0.535)	-0.357 (-0.659)
Adj-R ²	0.002	0.26

括弧の中の数値は t 値

*** 1%水準で有意

** 5%水準で有意

* 10%水準で有意

脚注

- 注1 本来、信用保証制度は企業が利用し、企業が銀行に円滑な融資をしてもらうことを目的としているため、その利用要因は企業にあると思われる。しかし、信用保証制度を使用していたとしても、融資を行う銀行が融資の決定を下さなければ意味をなさないため、信用保証制度の利用要因の比重は銀行側にあると考えられる。そのため、本稿における信用保証制度の利用要因は、銀行側が企業に対して信用保証制度を利用した融資を行う時の要因である。
- 注2 信用保証承諾額は年別のデータのみであるため、図1は季節別の貸出態度DIのみの図、図2は貸出態度DIを年で平均して信用保証承諾額と合わせた図である。
- 注3 従来は信用保証協会が原則として融資の100%を保証していたが、2007年10月から一部を除いて融資の80%を保証することに制度が改正された。しかし、制度改正がされたのは最近であり、また本稿で問題としている金融危機時の信用保証制度は100%保証であるため、ここでは制度改正後の信用保証制度については論じない。
- 注4 このような状態により、2003年4月に信用保証料率を1%から有担保1.25%、無担保1.35%への引き上げを実施した。
- 注5 2002年度では符号が負となっているが有意ではなく、現時点では原因を実証することが困難であるため、今後の課題としたい。
- 注6 銀行が企業に対して信用保証制度を利用した融資を行う時の要因が異なるため、信用金庫と地方銀行で異なる信用保証の制度を作ることにも新しい政策としては有り得る。しかし一方で信用保証制度を銀行の業態別に異なる制度にすることは、信用保証協会の審査コストの上昇や審査の難易度が上昇するなどの諸問題を引き起こす可能性が示唆される。
- 注7 2007年に行われた部分保証においては、制度改正後に信用保証付きであっても融資が行われなかったというケースが増加した。また、イギリスにおいては1980年代半ばに保証料率を3%から5%に引き上げた結果、信用保証制度の利用件数が急減したという例もある。そのため、部分保証や保証料の見直し等のみでは、信用保証制度を有効に活用することは困難だと思われる。

注8 家森[2004]では、「信用保証協会は保証業務を通じて、多様な中小企業のリスクを定量的に把握するために必要な基礎的データが蓄積している」と論じている。

参考資料

- (1)小野有人 (2007) 『新時代の中小企業金融』 (東洋経済新報社)
- (2)家森信善 (2004) 『地域金融システムの危機と中小企業金融』
(千倉書房)
- (3)江口浩一郎 (2005) 『信用保証 第3版』
(社団法人 金融財政事業研究会)
- (4)多胡秀人 (2007)
『地域金融論～リレバン担久化と中小・地域金融の在り方～』
(社団法人 金融財政事業研究会)
- (5)中小企業庁 (各年度) 『中小企業白書』
- (6)日本政策金融公庫 (各年度) 『信用保険月報 10月』
- (7)日本金融通信社 (各年度) 『ニッキン資料年報』
- (8)小野有人 (2006) 「見直しが進む中所企業向け信用保証制度」
『みずほリサーチ June2006』
- (9)家森信善 (2001) 「21世紀における中小企業金融と信用保証制度のあり方」『信用保証 NO102』
- (10)伊藤昇 (2001)
「21世紀における中小企業金融と信用保証制度のあり方 ～ハイリスク中小企業への融資のあり方を通して～」『信用保証 NO102』
- (11)山田佳美・生重亮 (2008)
「日本の中小企業金融と ABL の推進～担保融資の再評価～」
- (12)吉野直行 (2004) 「信用保証の経済分析」『信用保証月報 3月』
- (13)安田行宏・尹敏鎬 (2008)
「日韓の信用保証制度の経済分析」『東京経大学誌』
- (14)竹澤康子・松浦克己・堀雅博 (2004)
「中小企業金融円滑化策と倒産・代位弁済の相互関係～EC3SLSによる都道府県別パネル分析～」『内閣府経済社会総合研究所』
- (15)赤松英二 (2007) 「信用保証協会の役割と問題点」
『四国大学附属経営情報研究所年報 第12号』

(16)中小企業庁（2004）「信用補完制度の現状と課題」

<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/download/1/1.pdf>

(17)社会法人 全国信用保証協会連合会（2008）「信用保証協会とは」

<http://www.zensinhoren.or.jp/>

(18)東京商工リサーチ（2008）「東京商工リサーチ」

<http://www.tsr-net.co.jp/>

(19)大阪府中小企業信用保証協会（2008）「流動資産担保融資保証」

<http://www.cgc-osaka-fu.or.jp/>

(20)日本経済新聞（各年度）「日本経済新聞」

<http://www.nikkei.co.jp/>

(21)日本政策金融公庫（2008年）「第158回 保証先中小企業金融動向調査」

<http://www.c.jfc.go.jp/jpn/result/hosyou08130.pdf>